

## 7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月22日（火）午前10時～10時40分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、繩田 加奈江、  
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、  
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、富永 茂巳、  
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二・・・（16人）
4. 欠席委員 職務代理 上田 直樹、大草 知子（2人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の審査について

### 第3 報告事項

- 報告第1号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について  
報告第2号 許可申請取下申出について

6. 事務局 富田局長補佐、高瀬係長

**議長： 定刻となりましたので、7月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。**

事務局： 本日、久村局長は他の公務により欠席です。  
それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。  
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいている。  
本日の議事は、議案第1号から第4号までの付議事項24件及び報告事項2件  
となります。  
以上で報告を終わります。

**議長： 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
小野地区の野村委員、西岐波地区の村田委員にお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。**

（質問、意見なし）

**議長： それでは、これより議事に入ります。**

**議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。**

事務局： 議案書は1ページの東岐波地区の議案、13番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 東岐波地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、13番は、許可します。

次に、厚南地区の審査となります。委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、繩田委員の退席を求めます。

(繩田委員退出 10:04)

**事務局、説明をお願いします。**

事務局： 議案書は3ページの厚南地区の議案、14番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、14番は、許可します。  
繩田委員、席にお戻りください。

(繩田委員入室 10:05)

**事務局、次をお願いします。**

事務局： 議案書は5ページの楠地区の議案、15番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【楠地区よろしいですか】

岡田委員： はい。

議長： 採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、15番は、許可します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページから18ページまでの東岐波地区の議案、42番から47番まで6件あります。訂正表にありますとおり、43番、46番、47番に訂正があります。6件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、6件すべての転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長： 東岐波地区の6件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の6件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、42番から47番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は19ページから28ページまでの西岐波地区の議案、48番から52番まで5件あります。5件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、49番を除く4件の転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長： 西岐波地区の5件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の5件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、48番から52番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は29ページから34ページまでの旧市地区の議案、53番から55番まで3件あります。訂正表にありますとおり、53番に訂正があります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。

議長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、53番から55番までは、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は35ページの厚南地区の議案、56番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：**全員賛成ですので、56番は、許可します。**  
**次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。**  
**事務局、説明をお願いします。**

事務局：**議案書は37ページから46ページの議案、23番から27番までの5件です。訂正表にありますとおり、27番に訂正があります。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください**  
23番、東岐波です。耕作放棄され、原野化し現在に至っています。  
24番、東岐波です。耕作放棄され、原野化し現在に至っています。  
25番、開です。宅地として利用され現在に至っています。  
26番、善和です。耕作放棄され、山林、原野化し現在に至っています。  
27番、西吉部です。耕作放棄され、原野化し現在に至っています。  
以上です

議長：**本件について、質問、意見等ありますか。**

原野委員：**はい。26番の非農地証明が出た後、当該地に太陽光発電施設を設置されるようです。今後、同様の案件が増えると、簡単に太陽光発電施設が設置されるのではないかと思います。非農地証明の審議において、証明後に太陽光発電施設や産業廃棄物処分場などになる可能性もありますので、検討する必要があると思います。**

野村委員：**この申請地は、農業振興地域でないのでしょうか。  
農業振興地域であれば、太陽光発電施設は無理なのではないかと思います。**

事務局：**こちらは二種農地と判断しております。  
非農地申請のために事務局に来られた時、太陽光発電施設の話がありました。地域のどこまで説明をするのか聞きました。近隣の方や近くにJRもありますがそれぞれ説明をし、境界確認をした上で非農地申請を出しているとのことです。**

議長：**難しいですね。地目は田でしょうか。**

事務局：**田です。**

議長：**水利組合は無い状態でしょうか。**

原野委員：**はい。周辺は何年も耕作した事が無い状態です。**

議長：**現況において非農地と認めざるを得ないと思われます。**

原野委員：**地元の人は了承済と思われますが、農地法の手続きの必要性を考えました。**

議長：**非農地証明後は産業廃棄物処分場か太陽光発電施設の可能性があります。**

原野委員：**産業廃棄物の処分場であれば相当な規模の面積が必要と思われます。**

議長：**この案件については産業廃棄物処分場ではないと考えられます。太陽光発電業者はどこですか。**

事務局： 議案書に連絡先の記載がありますが、●●●●です。

議長： 分かりました。

事務局： 農業振興地域においても「非農地証明」を出すことは可能です。農振地域かどうかは関係ありません。非農地の制度については、農地性があるかどうかを審査するものです。農地性が無ければ非農地の証明を出します。他の市町農業委員会も同様の手続きをしています。証明後の土地利用を問うものではありませんので、太陽光発電施設の審査をするものではありません。これが現行の制度です。あくまでも農地性の有無を審査するだけのものです。以上です。

関谷委員： 厚東にもあったんですけど、非農地を出して2年もしない内に、太陽光発電施設が設置されました。同様の案件が何件もあります。

議長： **手段がなくどうしようもない。状況は「非農地」です。**  
事務局、このことについて法律的に制限できるものが無いか、調査をお願いします。

事務局： 現状では制限できるものはありません。農地性が「ありますか」「ないですか」ということです。その後の手続きを問うものではないという事です。県の農業会議に確認をして、後日情報を提供します。

議長： **「非農地」申請されると、対応方法がない。**  
では採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(多数挙手)

議長： **賛成多数ですので、全件について承認・証明することとします。**  
次に、議案第4号、農用地利用集積計画（案）の審査について、上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は47ページから50ページまでです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： **【小野】の委員さん、よろしいでしょうか。**

野村委員： はい。よろしいです。

議長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定します。**  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件です。順に説明いたします。

報告第1号、議案書は51ページ、52ページです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。

次に報告第2号、議案書は53ページです。令和7年1月の定例総会にて審議済みであり許可相当となっていますが、開発許可と同時施行であり許可証交付前であることから、許可申請の取下げとなっており、これを報告するものです。

以上です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。

これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。

事務局から連絡等はありませんか。

事務局： 事務局から本日配布しています資料について説明をします。

●●●●がライスセンターの建設を計画しており、それに伴う農地転用の手続きについてです。A4版横長の資料をご覧ください。

タイトルは「地域計画に定められた農業用施設に係る転用許可等の特例について」です。中ほどに特例の概要「農地法施行規則の改正」とあります。

令和7年4月1日に農地法施行規則が改正・施行されました。

改正内容は、矢印の右側ですが、鍵括弧の農地法の転用許可として、認定農業者が地域計画に定められた農業用施設（面積要件なし）を設置するため農地を転用する場合や転用目的で農地の権利を取得する場合は、農地法4条許可・5条許可是不要とされています。

農業用施設は、農業用倉庫や米麦乾燥調製施設（ライスセンター）等が該当します。

農地法施行規則に基づき転用申請は不要ではありますが、この度●●●●から農地転用届出書が提出されました。A4版縦長両面刷りです。

詳細は●●●●からお願いします。

議長： ●●●●さんお願いします。

●●●●： この地域は農業振興地域で面積が約5,000m<sup>2</sup>のほぼ正方形の田です。そこに、ライスセンターを建てることで1年半以上前から計画を進めてきました。従来でしたら先ず農業振興地域ですから農振解除の申請をする必要があります。続いて転用の申請を出す必要があります。それから、登記簿の地目が現在は「田」ですから、これを「宅地」に変更するという事で相当以前から計画をしておりました。また、農業委員会に転用申請する際に、総事業費に当たる資金証明になるもの、通帳等のコピー等が必要という事で書類を用意するのに時間を要しましたが、何とか用意が出来て農振解除と農地転用をしようとした時に、先ほど事務局から説明があったとおり農地法施行規則が改正されました。施設概要は約5,000m<sup>2</sup>の土地を概ね半分に仕切って、約1,062m<sup>2</sup>のライスセンターの建屋を建設します。処理能力は基本670石でスタートして、将来的に300石追加を可能としているので、計970石の処理を目指しております。それから、残り半分については、ライスセンター建設事業が終了した時点で、次のステップとして敷地の有効活用という事で、野菜の直売所、それから今「●●●●」の中で「●●●●」という●●●●をやっておりますけれどその●●●●。それから農家レストランを併設でやっていこうという事で、約5,000m<sup>2</sup>を農地転用する準備をしておりました。物価高騰で若干誤差は出ましたが、資金の目途もついて、ライスセンターは総額●●●●円位になりそうです。事業計画については、●●●●としましても、今後相当な規模拡大を考えております。品目は、米、麦、飼料用トウモロコシです。生産物を一括で処理出来る設備にすることで計画を進めてきました。その農振解除と転用の手続をしようという矢先に、突然4月1日から

施行されました法律の改正で、農振除外の手続きは不要となりました。そして農業委員会に対しても転用申請は不要という事でしたけれども、県とも相談されて、何か書類を残そうという事で、ここに書類を提出して手続き終了という事になりました。●●●●円近い事業でありますから、それなりに書類を残さないと大変になるなという思いはあります。また、国の農水省の交付金が認められまして、造成工事は対象になりませんけれど、本体にかかるものの2分の1は交付金で●●●●円の国の交付金が決定いたしました。今その手続中です。追加で申し上げます。昨年の12月の農政予算で新しい制度ですが、その中で家畜の飼料において国産を増やさないといけないという事で、「青刈りトウモロコシ」の事業を新しく取り組んでいく事業を募集され、実証モデル事業で過去あまり例がありませんが、この事業も申請しました。去年より当社で「青刈りトウモロコシ」をスタートしておりましたが、全国で5箇所採択されまして、その中の1箇所当社が採択を受けました。いきなり2事業の採択を受けて非常に上手くいきました。両方の事業は3年以内に●●●●がきます。それで申請通りに実績を上げていないと大変な事になるという事で苦労も多いですが、ライスセンターは地域の農業を守る施設で、相当量の●●●●の仕事も受けて一緒に進めていこうと思います。長くなりましたが以上で終わります。

(事務局から次回日程について連絡)

**議長：** すべての議事が終わりました。  
これをもちまして、7月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:40)